

日本版ビッグバンのスケジュール

6月13日、証券取引審議会、金融制度調査会、保険審議会によって、それぞれ関連する分野（証券、金融、保険）における金融システム改革（日本版ビッグバン）のプランが取りまとめられ大蔵大臣へ提出された。これにより、2001年、東京市場再生への改革の道筋が明らかとなり、本格的な改革が始動する。

1. 大筋が確定したビッグバン

昨年11月11日に橋本首相により提示された金融システム改革（いわゆるビッグバン宣言）を受け、関連部門における改革のプランを策定することを要請された各審議会等（証券取引審議会、金融制度調査会、保険審議会）は、6月13日、最終的な改革プランを策定し、大蔵大臣へ提出した。

各審議会等における改革プランの策定にあたっては、各種改革が一体となって進まなければならないこと、市場参加者の意識改革を促すことを考えて、タイムスケジュールを明確にすることが前提とされ、各審議会等は、可能な範囲でそれも提示した。

また、今回の報告書の中で示された改革以外にも、3月に、政府から発表された「規制緩和と推進計画の再改訂について」等において、既に改革の方向が決まっている事項も多い。今後の改革のスケジュールをみる場合、これらを含めた全体像を捉える必要がある。

なお、未だ結論の出ていないものもあり、今後、細目が決定していくこととなろう（6月30日には、大蔵省が、金融制度調査会の報告書を受ける形で、銀行分野の規制緩和の細目を発表した）。表は、3月の計画から各審議会等の報告書の発表後までに、確定しているスケジュールをまとめたものである。以下、今後、特に注目すべき動きについて分野別に見てみよう。

2. 97年度中の動向

1) 金融システム改革全般

今後の金融制度改革全体に関連する重要な動きとして、金融サービス法の制定へ向けて、大蔵省が、通産省、郵政省、厚生省などの関係官庁や学識経験者、業界代表からなる「新しい金融の流れに関する懇談会」を設置し、金融サービスの制定へ向けての検討に着手し

始めたことがあげられる。初会合は7月4日に開催され、今後、99年の法制定を目指して、月1回のペースで議論が行われる予定である。

また、金融持株会社に関する法律については、9月に開催される臨時国会への提出へ向け、既に法案作成の段階に入っている。さらに、政府税調では、金融課税小委員会を設け、97年度は改正外為法への対応、有価証券取引税と株式譲渡益などビッグバン関連の金融税制についての議論が行われ、中長期的には納税者番号制度を含めた金融関連税制全般の在り方を検討することになっている。

2) 証券関連

(1) 証券総合口座の導入

証券総合口座の導入により、証券会社の口座を利用したクレジット・カードの決済や給与の振り込みが可能となり、証券会社及び口座の利便性が飛躍的に向上する。現在、MMFに課されている30日未満の解約ペナルティの問題や証券会社による公共料金等の支払い代行の実現については、証取審の答申を受け早急に解決することが見込まれる。これに対応し、証券会社各社では証券総合口座専用のMMFの導入の準備を進めている。また、銀行のATMネットワークとの接続も99年の春には実現する方向で決着している。

(2) 個別株オプションの導入

7月18日から、個別株オプション取引が、東京、大阪の両証券取引所で開始された。今のところ、流動性が低く、機関投資家や個人投資家の利用は進んでいないようである。しかし、特に、個人に対して株式投資におけるヘッジ手段を提供できるようになった意義は大きく、ビッグバンによる個人資産の有効活用に資するものとして発展が期待される。

(3) 未上場・未登録株式の証券会社による取扱いの解禁

7月1日に解禁され、本格的な取り組みに向けた動きが見られる。同月7日には経営コンサルティング会社により、未公開株を専門に扱う証券会社（名称はディーブレイン証券）が設立され、さらに、大阪でも公認会計士グループにより、同様の業務を行う証券会社（名称はエンゼル証券）を年内にも設立する計画がある。また、地方の中小証券会社では、投資家の募集、気配値を開示するところも出てきており、今後、徐々に未上場・未登録株式の取引が本格化するであろう。

(4) 銀行等の証券子会社の業務範囲の拡大

97年下期に、銀行等の証券子会社に、現物の受渡しを伴わないエクイティ及び株式派生商品の取扱いが解禁される。この結果、制限が残るのは事実上、株式業務のみとなる。証券会社では、今後、転換社債やワラント債の流通においても銀行等の証券子会社との競合が開始される。

(5) 法案提出予定

次期通常国会への法案提出予定のものには、証券会社の免許制から登録制への移行、証券会社の専業義務の廃止、取引所集中義務の廃止、インサイダー取引等の罰則強化等があ

る。この内容については、証取審の公正取引部会、市場整備部会で議論される予定である。

2) 銀行関連

(1) 店舗貸しによる投資信託の販売

97年度中に銀行等における投信会社への店舗貸しによる投信の販売が解禁される。ただし、これは、あくまでも投信会社による直接販売であるので、販路を広げる際には、投信会社の人員面での制限を受けることとなり、銀行における投資信託の販売の本格化は、銀行本体による販売(次期通常国会に法案提出のため早くても来年度)を待つことになろう。

(2) 信託銀行子会社の業務範囲の拡大

97年度下期に、信託銀行子会社に対して、年金信託、合同運用金銭信託以外の金銭信託業務が解禁される。また、系列取引に係る制限(親子間の金銭債権の信託、系列投信からの投信の受託)も緩和される。現在、信託銀行子会社の主要業務は、系列会社の投資信託や債権の流動化の器としての利用が中心で、この分野では、信託専門銀行の業務を大きく圧迫している。今後、制限の緩和により、益々信託専門銀行の業務が信託銀行子会社に影響を受けることとなる。さらに、特定金銭信託業務の受託が解禁されることで、系列外の事業法人相手の業務においてもこれまで以上に専門銀行は競争にさらされることとなる。

(3) 店舗関連の規制の緩和

店舗設置基準や店舗人員基準、営業時間の延長の届出の廃止等により、店舗の統廃合や多様な形態での出店など、銀行の店舗戦略が大幅に自由化される。

(4) 法案提出予定

次期通常国会への法案提出予定のもので主要なものは、先述の銀行本体での投資信託の販売の解禁と店頭デリバティブの取扱いで、銀行における取扱い商品の多様化に関するものである。

3) 保険関連

97年9月から損保の扱う自動車保険において、地域や年齢等で差別的な保険料を採用することが解禁される。料率競争により優良ドライバーなど優良顧客の保険の獲得競争が生じ、損害率や事業費率が高く、料率引き下げ余力が小さいところの損害率がさらに高くなり、業績の格差が一段と拡大することも考えられる。

4) その他

ノンバンクがCPや社債により調達した資金を、貸出に利用できるようにするため、出資法の改正を次期通常国会に提出する。ノンバンクは、これまでのように銀行借入による調達だけでなく、自らの信用による市場からの資金調達が可能となり、限界的な金融機関という性格からの脱却を図ることが可能となる。

また、4月に厚生年金基金の給付水準が弾力化される一方で、資産の運用規制が緩和され

た。これと同時に、年金資金の運用にあたっての受託者責任のガイドラインも設定され、今後は、年金運営者の責任がより問われる体制となった。一方、適格退職年金の運用が厚生年金基金に先んじて完全に自由化されたが、ガイドラインの適用対象とはなっていない（ガイドラインは厚生年金基金だけを対象）。適格退職年金についても、受託者の責任を明確とすべく、今後、何らかの措置が必要となろう。

3. 98年度以降

98年度実施されるもので最大の事項は、外為法の改正である。これにより、内外資金移動が自由化され、利用者により内外の金融・資本市場が共通の物差しで計られる状況が訪れる。急激な資金移動が生じることは考えにくいだが、もし金融制度改革の進捗状況が思わしくない場合には海外への取引・資金シフトは十分考えられる。

98年度には、証券分野では、委託売買手数料の自由化の進展（5,000万円超）、銀行分野では長短分離制度の一部撤廃（変動金利定期預金及びCDの預入期間制限の撤廃）、保険分野では火災保険、自動車保険の自由化が実施され、計画通りに実施されれば、着実に改革が進捗しているという印象を与えることができるであろう。さらに、次期国会に法案が提出される事項についても、可能なものについては、出来る限り前倒しで実施することで内外に改革の進展をアピールすることが可能であろう。

99年度には、証券分野では委託売買手数料の完全自由化（99年中）、証券子会社の業務制限の撤廃、銀行分野では長短分離制度の完全撤廃（普通銀行による普通社債発行の解禁）、信託銀行子会社の業務制限の撤廃により、保険分野の相互参入（子会社方式）を除くほとんどの改革が実効済となる。

保険審議会の報告では、生損保の相互参入については、業務範囲の撤廃が2001年を目処として撤廃されることとなっている。また、他業態との間の相互参入についても、2001年を目処に実現することとなっているが、業務範囲等を含めて完全に相互参入が実現するのか明確ではない。ビッグバンの目標が2001年までに、東京市場を再生させるというものである以上、2001年開始では少し遅いという批判は免れないであろう。

（井上 武）

表 金融ビッグバンのスケジュール

業態間に渡るもの

	1997 年度	1998 年度	1999 年度	2000 年度
業態間に渡るもの			金融サービス法の制定 (97 年 7 月から協議を開始)	

証券・投資信託

商品に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・株債リンク債、永久債など新しい社債商品の導入 (早急に) ・有価証券関連の店頭デリバティブ取引の導入 (法案提出予定) ・証券総合口座の導入 (97 年度中) ・証券取引所における個別株式オプション取引の導入 (97 年 7 月) ・ラップ・アカウントの導入 (未定) ・中国ファンド・MMF に関する入金・解約に関する規制の見直し (97 年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・私募投資信託の導入 (98 年度) ・会社型投資信託の導入 (98 年度) ・大型私募債の機関投資家間の転売規制の緩和 (98 年度) ・居住者ユーロ円債の環流制限の撤廃 (98 年 4 月) 		
業務に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・免許制から登録制への移行、ただし店頭デリバティブや引受業務については認可制 (法案提出予定) ・専業義務の廃止 (法案提出予定) ・持株会社の活用 (97～98 年度) ・証券子会社に現物株式の受け渡しを伴わないエクイティものの流通業、株価指数先物、株価指数オプション取引を解禁 (97 年度下期) ・未上場・未登録株式の証券会社による取扱いの解禁 (97 年 7 月) ・証券外務員に関する登録・届出事項について添付書類等を簡素化 (97 年 4 月) ・金融機関が行う証券業務の認可申請時の提出書類等の簡素化 (97 年 4 月) ・証券投資信託による未登録・未上場株式への投資を解禁 (97 年度早期に) 	<ul style="list-style-type: none"> ・5 千万円超の株式売買委託手数料の自由化 (98 年 4 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・株式売買委託手数料の完全自由化 (99 年末) ・証券子会社の業務制限を撤廃 (99 年度下期中) 	
市場インフラの整備に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・取引所集中義務の撤廃 (法案提出予定) ・インサイダー取引等の罰則強化 (法案提出予定) ・公正取引ルールの拡充 (法案提出予定) ・有価証券定義の拡大 (法案提出予定) ・自主規制機関の斡旋等による紛争処理制度の整備 (法案提出予定) ・顧客資産の分別管理の徹底、寄託証券保証基金の整備・拡充 (法案提出予定) ・貸株市場の整備 (97 年度の早期に) ・証券取引等監視委員会の機能強化等、検査・監視・処分体制の充実 (97 年度以降推進) ・店頭登録市場の流通面の見直し (97 年度以降) ・会計士監査の充実 (公認会計士審査会提言に基づき早急に) ・店頭登録株式の公開時の価格決定にブックビルディング方式を導入 (97 年度の早期に) ・株式の新規公開時の一顧客当たりの配分株数の制限の撤廃 (97 年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法改正 指定証券会社制度の廃止、クロスボーダーの証券取引の自由化 (98 年 4 月 1 日) ・有価証券・デリバティブ等への時価評価の導入 (企業会計審議会が報告書をまとめる 98 年夏以降) ・証券税制の見直し (98 年度) ・発行条件の確定から上場までの価格変動リスクを回避する手段として、転換社債の発行日決済取引を導入 (98 年中に結論) 	<ul style="list-style-type: none"> ・連結ベースのディスクロージャーへ転換 (99 年 3 月期から段階的に) 	

(注) 表中に法案提出予定とあるのは次期通常国会への提出である。

	1997 年度	1998 年度	1999 年度	2000 年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・会員証券会社によるエクイティ・ファイナンスの引受の際の日本証券業協会への事前届出を廃止 (97 年度) ・証券会社の健全性チェックの充実 (97～98 年度) ・証券先物・オプション取引の委託証拠金率及び計算方法の見直し (97 年度) 委託証拠金を全額代用有価証券によることを認める (97 年度) ・安定操作可能期間中の元引受証券会社によるバスケット取引・裁定取引に伴う買付を認める (97 年度) ・社債の受渡し・決済制度の改善・整備 (97 年度) ・公社債の基準気配発表制度について、気配発表銘柄の拡充、臨時気配銘柄選定手続の迅速化を実施 (97 年 4 月) ・証券投資信託に係る法定帳簿の作成、保存を電子媒体で (97 年度) 			

銀行

商品に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行の店舗貸しによる投信会社による投信の直販 (97 年度中) ・銀行等本体による投資信託販売の解禁 (法案提出予定) ・有価証券及び商品関連の店頭デリバティブの取扱いを原資産の受け渡しを伴わない範囲で銀行等に解禁 (法案提出予定) ・非預金商品に係る説明ルールの作成 (97 年度中) ・銀行等による保険商品の販売 (保険審議会の検討結果を踏まえて前向きに検討) ・銀行の一般貸付債権、地方公共団体向け債権の譲渡制限の緩和、一般貸付債権については最低譲渡金額についても引き下げ (97 年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法の改正 為銀制度、両替商制度が撤廃、外貨売買・通貨スワップ、海外預金、対外決済が自由化 (98 年 4 月 1 日) ・変動金利定期預金の預入期間制限を撤廃 (98 年 4 月) ・C D の預入期間制限を撤廃 (98 年 4 月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・弊害防止措置等を講じた上で、住宅ローン関連の長期火災保険及び信用生命保険の販売を解禁 (2001 年目処)
業務に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> ・外国商業銀行の円建て債券の発行解禁 (97 年 4 月) ・中長期ユーロ円借入の自粛要請措置の撤廃 (97 年 4 月) ・普通銀行の劣後債の発行解禁 (97 年 6 月 30 日) ・持株会社制度の活用 (改正独禁法の施行をにらみ速やかに法的整備を) ・外国為替銀行法の廃止 (法案提出予定) ・親子間の金銭債権の信託に係る規制 (50%ルール) を撤廃 (97 年 7 月中) ・系列投信委託会社からの証券投資信託受託に関する規制 (25%ルール) の撤廃 (97 年 7 月中) ・店舗設置場所基準、店舗人員基準、店舗内示制度、営業時間延長の届出の廃止、その他所要の店舗関係規制の撤廃・緩和 (97 年 7 月中) ・ホームバンキングなどで、預金の付け替えによって行う決済 (資金移動取引) に関する規制の撤廃 (97 年 7 月中) ・銀行の配当性向に関する基準及び増資の基準を撤廃 (97 年 7 月中) ・地域金融機関における、不動産管理信託、自行が受託した特定贈与信託又は公益信託に係る受託財産の合同運用を解禁 (97 年 10 月 1 日) ・信託銀行子会社に年金信託・合同運用金銭信託以外の金銭の信託業務を解禁 (97 年度下期中) ・銀行から信用金庫等へ営業譲渡が可能となるよう法律を整備 (97 年 4 月) 		<ul style="list-style-type: none"> ・普通銀行による普通社債等の発行の解禁 (99 年度下期実施) ・普通銀行本体でのユーロ円社債、外貨建て社債の発行 (99 年度下期実施) ・普通銀行の海外ペーパーカンパニーによる普通社債の発行 (99 年度下期実施) ・信託銀行子会社の業務制限を撤廃 (99 年度下期中)

(注) 表中に法案提出予定とあるのは次期通常国会への提出である。

	1997 年度	1998 年度	1999 年度	2000 年度
市場インフラの整備に係るもの	<ul style="list-style-type: none"> 一括清算ネットティングの導入（法案提出を目指す） 電子マネー・電子決済に関する法律整備（速やかに、臨時国会に法案提出予定） 金融機関の自己資本比率の算定の際に、自己資本に算入することのできる劣後特約付借入金の貸手範囲等を拡大（97年7月中） 	<ul style="list-style-type: none"> 早期是正措置の導入（98年4月） 	<ul style="list-style-type: none"> 日本銀行当座預金決済の即時グロス決済（RTGS）化（今世紀中目処） 	

保険

	<ul style="list-style-type: none"> 地域、年齢等で異なる料率となる自動車保険の販売の解禁（97年9月） 保険会社のトレーディング勘定に時価評価を適用（出来るだけ早期に） 持株会社制度の活用（改正独禁法の施行をにらんで速やかに法的整備を） 保険商品の届出制の範囲の拡大（97年度検討） 為替リスクヘッジのためのインパクトローンの取り入れについて緩和（97年4月） 適格退職年金の特別勘定による運用に係る規制（5・3・3・2規制）の撤廃（97年4月） 損害保険会社が転換社債、ワラント債により調達した資金の用途制限の緩和（97年4月） 損害保険会社の関連会社の親会社からの収入依度による制限の緩和（97年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料率の一部自由化の対象となる企業向け火災保険の最低保険金額を現行の200億円から70億円に引き下げ（98年4月） 火災保険、自動車保険等の料率について算定会料率の使用義務を撤廃（98年7月） 		<ul style="list-style-type: none"> 保険子会社の設立（2001年までに実現※証券会社による参入については時期を前倒し） 生・損保間の相互参入子会社の業務範囲の撤廃（遅くとも2001年までに実施）
--	---	--	--	--

ノンバンク

	<ul style="list-style-type: none"> ノンバンクの社債・CPの貸付金への用途制限を撤廃（法案提出予定） 消費者信用保護について統一的な消費者信用保護法（金融サービス法）の法制も視野に入れて所用の措置を実施（97年度中に結論を出す） 貸金業者の報告書の内容の簡素化（97年度に方策の検討を行う） 			
--	---	--	--	--

年金関連

	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金基金の給付水準を労使合意などの一定の要件の下に引き下げ可能とする（97年4月） 厚生年金基金の予定利率について一定の範囲内で弾力化（97年4月） 厚生年金基金の資産運用規制において生命保険の一般勘定を安全性資産に分類（97年4月） 厚生年金基金の資産運用委託先金融機関のシェア変更回数規制を撤廃（97年4月） 適格退職年金の運用規制（5・3・3・2規制）を撤廃（97年4月） 年金投資基金信託信託での未公開株式への投資を解禁（97年4月） 企業年金に関する包括的な基本法の制定（97年度検討着手） 厚生年金基金及び国民年金基金の締結する信託契約は、金銭信託でなければならぬという制限を撤廃（97年度に検討開始） 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金基金の基金対の資産運用規制（5・3・3・2規制）の撤廃（98年度） 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金基金の運用拡大と従来運用の区分の撤廃（99年4月1日） 確定拠出型年金について、公的年金制度全体での位置付けを検討（99年度中） 	
--	--	---	---	--

（注）表中に法案提出予定とあるのは次期通常国会への提出である。

投資顧問

	1997 年度	1998 年度	1999 年度	2000 年度
	<ul style="list-style-type: none"> ・投資一任業務における最小契約資産額（現行1億円）を撤廃（97年4月） ・投資一任業務における一括発注を認める（97年度早期） 			

その他

	<ul style="list-style-type: none"> ・商品ファンドの最低販売単位の引き下げ（97年4月→1000万円、同年10月1日→500万円） ・商品ファンドの運用規制の緩和（97年4月） ・商品取引所の会員信託金、取引証拠金の充用有価証券として店頭売買有価証券を認める（97年度上期） ・債権等の流動化 ABSの発行体であるSPC（特別目的会社）について法的に整備、金銭債権信託受益権について、有価証券の発行根拠を法定し、流通性を改善（法案提出予定） ・CPの直接発行のスキームについて検討（97年度） ・金融先物取引の建玉水準規制及び報告の廃止（97年度） ・金融先物取引の商品勘定のポジション残高規制の撤廃（97年度） ・金融先物取引業の許可及び許可の更新の有効期限を現行の3年から5年に延長（97年度） ・商品投資販売業、商品投資顧問業、特定債権等譲受業、小口債権販売業それぞれの許可及び許可の更新の有効期限を現行の3年から6年に延長（97年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・商品ファンドの最低販売単位の制限を撤廃（98年度の早期に） ・債権の譲渡にかかる第三者対抗要件の具備のための法手当（98年度） 	<ul style="list-style-type: none"> ・外為法改正 ①内外資本取引の自由化、②経済制裁等の国際的要請への対応、③マネーロンダリング等の防止のための制度の導入、④統計作成・市場動向把握のため内外資本取引に事後報告制度を導入（98年4月1日） ・日本円短期金利先物に係るスプレッド取引の導入（98年中） 	
--	---	---	---	--

（注）表中に法案提出予定とあるのは次期通常国会への提出である。

（出所）各種資料より野村総合研究所作成